

2F-25

15
650



校 訂

初學問答

全

020752-000-8

特15-650

初學問答

栗本 彦七／刊

M 27

ABI-0573



神のこと

一 問 あんぢをつくりしものはたれかや
答 神なり

二 神はなんぢのはかになにをつくり給ひしや

○ 神は よろづのものをつくり給へり

○ 神みづから威光をあらはし給はんとてなり

○ 神みづから威光をあらはし給はんとてなり

○ 神をあいしものをしへをまもるによりて顯はしらるなり

○ 神をあいしものをしへをまもるによりて顯はしらるなり

○ 神をあいしものをしへをまもるによりて顯はしらるなり

○ 神をあいしものをしへをまもるによりて顯はしらるなり

○ 神をあいしものをしへをまもり給へばなり

六 神はいくはしらあるや

○ 神をたゞひとはしらなり



七 このひとは彼らの神をいくつにわかつしいふや

○三あり

八 そのみつはなんぞや

○父と子と聖靈なり

九 かみはいかなるものぞや

○神は靈なるものにて人のごとく體からだはなきなり

十 神はいづこにいますや

○神はいまさゝるところなし

十一 なんぢ神をみるとうるや

○いなわれは神をみるとあたはずされどのみはつねにわれをみたまふなり

十二 神はよろづのことのを志り給ふや

○しかり神にはなにてもかくすこと能あらわはざるなり

十三 神へよろづのことをなしえ給ふや

○しかり神はろのきよきみこころのまゝになしゑ給ふなり

十四 いかに神をあい志神にしたがふべきかをいづこよりまなぶや
○たゞ聖書のうちよりまなぶのみ

十五 聖書をあきしるせしものはたれぞや

○聖靈のしめしをうけたるきよき人なり

始祖のこと

十六 われらのはじめのふやひたれなりしや

○アダムエバなり

十七 神われらの始祖はじめのおやをなにものをもつてつくり給ひしや

○神づちをもてアダムのからだをつくりアダムのからだよりエバをつくり給ひしなり

十八 神アダムとエバにからだのほかになにを賜ひしや

○神はいつも死ぬまじきたましひを賜ひしなり

十九 汝からだのほかたましひをもてるや

○しかりいつも死ぬまじきたましひをもてるなり

二十 汝たましひをもてるなどをいかにして志るや

○ろへ我神のことと後の世のことと思量うればなり

廿一 神アダムとエバをいかなるものに造り給ひしや

○神彼等をきよく福なるものに造り給ひしより

業の契約のこと

廿二 契約とはなんぞや

○かれとこれとやくそくすることなり

廿三 神アダムに對してなよの契約をたて給ひしや

○業の契約すなはちしわざによる報のちかひなり

廿四 業の契約のためにアダムのなすべきことは何ぞや

○神に全くしたがふことなり

廿五 業の契約のうちに神はなにを約束し給ひしや

○アダム神にしたがは限なきいのちをむくいんとやくろく志給ひしなり

廿六 業の契約のうちに神はなにをいましめ給ひしや

○アダム神にそむかば死をもつてみせんといましめ給ひしなり

廿七 アダムハわざのけいやくをまもりしや

○いな神にたいしてつみを犯せり

廿八 つみとへなんぞや

○つみとは神のふきてにあなはざること、

廿九 かなはざるとはなにのこゝろぞや

○神のもとめ給ふごとくならざること、せざることなり

三十 をかすとはなんのこゝろぞや

○神の禁じ給ひしことをなすなり

罪におつること

卅一 われらのはじめのをやのつみはなんぞや

○神の禁じ給ひしこのみをくらへることあり

卅二 このつみを犯すやうにいざないしものれたれがや

○惡魔エバをいざないエバアダムに果を與へしなり

卅三 われらのはじめのをやはつみを犯せしときの身にあにをうけしや

○きよくさいわいなるにひきかへてつみありてなやめるものとなれるなり

卅四 アダムはわざのけいやくをその身ひとりのためにのみうけしや

○いなすべての子孫に代りてこれを受もあり

卅五 アダムのつみが萬民にいふにをよばせしや

○萬民つみありてなやめるありさまにうまるゝ也

卅六 われらがアダムよりうけつけつるつみある性質をなにといふや

○原罪といふあり

卅七 つみはすべてなにのむくいをうくべきや

○神のふんいのりとばつなり

卅八 たれにもせよつみある性質にて天にいることをうるものあるや

○いなもしわれらのこゝろかはらざれば天にいることあたはず

卅九 こゝろのあへることをなにといふや

○うまれかはるといふなり

四十 罪あるものゝこゝろをかはらするものは誰ぞや

○聖靈のみなり

四十一 業の契約によりてすくひをうくることをうるや

○いな業の契約によりてすくはるゝものあらず

四十二 なにゆゑにわざの契約によりて救はるゝものなきや

○人みあこれにそむきしによりてつみにさだめられたればなり

恩の契約のこと

四十三 父なる神はたれとめぐみの契約をたて給ひしや

○その始もなく終もなきふん子キリストともにたて給ひしなり

四十四 キリストへめぐみの契約に於て誰の代となり給しや

○そのゑらびしひとびとのかはりとなり給へり

四十五 キリストはめぐみの契約に於て何を引受給ひしや

○その民のためにおきてをまつたくもること、その罰をうくべき

罪をあがふことをひきうけ給ひしなり

四十六 われらの主イエスキリストはすこしのつみにてもをかし給ひしをありしや

○いなキリストはきよくしてすこしの罪も犯し給ひことなし
四十七 キリストは神のふん子あるにいかで苦をうけ給ふべきや
○神のふん子キリストはわれらの性質にて神のふきてに従ひ苦を受
るために人となり給ひしゆゑなり

四十八 あがなひとはなんのこゝろぞや

○キリスト罪ある人にかはりておのれの苦と死とによりて神の公義を
満足し給ふことなり

四十九 父なる神はめぐみの契約になにを約束し給ひしや

○キリストのあがなひにあづかるものを義となし聖となし給ふことあり

五十 義とするとはなんぞや

○それは神がつみある人をゆるして罪を犯さやるものゝごとくめし
らひ給ふことなり

五十一 聖とするとはなんぞや

○これは神がつみある人のこゝろとふこなひをきよくし給ふところなり

五十二 キリストはたれのために神のふきてにしたがひ苦をうけ給ひし
○父なる神がキリストふ賜りたるものゝためあり

五十三 キリストはいかに世をふくり給ひしや

○貧苦に世をふくり給へり

五十四 キリストの死給ひしさまはいかにありしや

○くるしくはづかしき十字架に死たまへり

救のこと

五十五 すくはるゝものはたれぞや

○罪をくいキリストを信じてよきふこあひをなすものゝみあり

五十六 くゆるとへなんぞや

○つみは神のみこゝろにかあはぬものゆゑこれをうれひにくみてやむることあり

五十七 キリストを信するとはあんぞや

○すくひをたゞキリストにのみたのむことあり

五十八 なんぢおのれのちからによりてくゆるごとくキリストを信することをうるや

○いあわれら神の聖靈せいれいのたすけにあらざれば一もよきことをなすことあたりず
五十九 汝なんぢはいかふしてせいれいのたすけをねらるゝや
 ○汝われらに曰おだまひしごとく神に聖靈せいれいを祈いのるあり

キリストのこと

六十 いまよりいく年さきにキリストは死しに給ひしや

○一千八百餘年わんさきなり

六十一 キリストきたり給へざるまへに神をうやまふ人はいかにして
 すくひをうけしや

○きたらんとする救者きゅうしゃを信するによりてなり

六十二 その信仰することをいかにあらへせしや

○神に牲いけにへをさゝぐるによりてなり

六十三 この牲いけにへはなにをあらはすや

○罪人つみびとのために先んとする神のこひつじキリストをあらはすなり

六十四 キリストになんの職つかめありや

○キリストよはみつの職あるなり

六十五 その職つかめはなんぞや

○預言者よげんしゃと祭司さいしと王わの職あり

六十六 キリストはいかにして預言者の職をなし給ふや

○キリストは我等を救はん爲にうの言と聖靈をもて神の御むねを教示して預言者の職をなし給ふなり

六十七 キリストはいかにして祭司の職をなしめたまふや

○われらをおさめまもりすべての仇を壓あさへ勝ことによりて王の職をなしめたまふなり
 の職をなしたまふなり

六十八 キリストはいかにして王の職をなしめたまふや

○われらをおさめまもりすべての仇を壓あさへ勝ことによりて王の職をなしめたまふなり
 六十九 汝なんぢなに故ゆゑにキリストを豫言者よげんしゃとたのむや

○そはわれふろかなるによりてあり

七十 汝あにゆゑキリストを祭司さいしとたのむや

- われつみわるによりてなり
 七十一 汝なにゆゑにキリストを王とたのむや
 ○われよわくして且たすけなきによりてなり
- 十のいましめなり
- 十誡のこと**
- 七十二 神サイナイの山キモにていくつの誡イミシモをわたへ給ひしや
- 七十三 その十のいましめをなにといふや
- 十誡といふなり
- 七十四 はじめの四ヨウのいましめはなにををしふるや
 ○われらが神につかふべきことをしするなり
- 七十五 ふはりの六ロクのいましめはあにををしふるや
 ○ひとくにふのがつとめふこなふべきことを教キレふるなり
- 七十六 十誡のふほむねはなんぞや
 ○ころをつくして神をあいしまだおのれをあいすることくとあり
- をあいすることなり

- 七十七 なんぢのとなりといふはたれや
 ○すべてのひとくはみなわがとありなり
- 七十八 神をあいしてしたがふものを神はこのみ給ふや
 ○しかり神はれを愛アリするものを愛アリすとのたまへり
- 七十九 神を愛せざるものを神はにくみ給ふや
 ○しかり神はつねに罪フミをいかり給ふされど人を愛し給ふなり
- 八十 第一ダヒのいましめはなんぞや
 ○第一のいましめこれなり汝ナカガわれのほか他のものを神とすべからず
- 八十一 第一ダヒのいましめはわれらになにを教キテるや
 ○ひとりの眞マツコトの神を拜ハスすることを教キテるなり
- 八十二 第二ドニのいましめはなんぞや
 ○汝カルのれのために偶像カムまた上アベは天下テンジは地ならびに地の下シタの水ミズの中ノミにある凡ての物の形カタチを造りこれを拜ハスむべからずまたいきなわれて

これを祭るべからずそはわれ汝の神エホバはわが威光を他より歸るをゆる神さうなればわれをにくむものをばそのつみを罰し父より子よかよほして三四代にいたりわれを愛しわが撻をまもるものをばこれに恩をほどこして千代にいたるべければなり

八十三 第二のいましめはなにを教るや

○しかるべきやうに神をおがむこと、偶像をさくることを教るなり

八十四 第三のいましめはなんぞや

○汝の神エホバの名を徒に口にあぐべからずそハエホバはその名を徒に口にあぐるものを必罰して赦さればなり

八十五 第三のいましめはなにを教るや

○神のみなどみことばとみわざを尊敬することをしふるなり

八十六 第四のいましめはなんぞや

○汝安息日をきよく守らんためにこれを誌よ六日の間ははたらきて汝の一切の業をあすべし第七日は汝の神エホバのためにする安息

の日なりこの日にはあにの業をもなそべらす汝も汝の女子もまた汝の僕婢家畜および爾の邑の門の内に寄寓する人もみなしかりそはエホバ六日の間に天と地と海とそのなかのそべての物を造りてあぬかめに息たるによりエホバ安息日をめぐみの日となしましたこれをきよき日となしたればなり

八十七 第四のいましめはなにを教るや

○安息日をまもりて聖日とぞることを教ふるなり

八十八 キリストのみちの安息日は一週間のうちいづれの日なるな

○主の日といふ一週間のはじめの日なり

八十九 なにゆゑに主の日といふや

○キリストはこの日によみがへりたまひしゆゑに主の日とはいふなり

九十 いかにして安息日をまもるべきや

○神をいのりさんびし聖書をきしあるいはこれをよみまた人によきことをなしてまもるなり

- 汝の偷盜むことなけれ
九十八 第八のいましめはあにを教るや
○正直にそることとつとめふこたらざることを教るなり
九十九 第九のいましめはなんぞや
○汝いつはりごとの證人となりて人を誣べからず
百 第九のいましめはなにを教るや
○まことをいふことを教るなり
百一 第十のいましめはなんぞや
○汝人の家をむさばるべからずまた汝人の妻とろの僕婢牛驢などす
べて人のものは何をもむさばるべからず
百二 第十のいましめはなにを教るや
○おのれの分限をまもることを教るなり
百三 ひとぐこの十誠をまつたくまもることをうるや
○しからずアグムがつみにおちいりしよりこのかたこの十誠をまつ

- 九十一 第五のいましめはなんぞや
○汝の父母をふもんせよこれ汝の神エホバの汝にたまふところの地
に汝の命をながらしめんがためなり
九十二 第五のいましめはなにを教るや
○父母ふよび君とめうへを愛しこれにしたがふとを教るあり
九十三 第六のいましめはなんぞや
○汝人を殺すべからず
九十四 第六のいましめはなにを教るや
○いかりの情をふせぐことを教るなり
九十五 第七のいましめはなんぞや
○汝姦淫することなけれ
九十六 第七のいましめはなにを教るや
○こゝろとことばとふとなひをいさぎよくするををしふるあり
九十七 第八のいましめはなんぞや

たくまもりしものはひとりもなくまたいまもまもりうるものあらずたゞ耶蘇イエスのみ神にして人となりたまひしゆゑこれをまつたくまもりたまひしなり

百四 十誠はわれらになんの益ヨミツありや

○十誠はわれらのつとむべきことを教へまたわれらが救者カミハヤシタのなかるべからざるをあらはすなり

祈禱のこと

百五 いのりはなんぞや

○神のみこゝろにかなふことをねがふなり

百六 われらたれの名によりていのるべきや

○たゞキリストの名にのみよるべし

百七 キリストわれらがいかにいのるべきかをしるようになにを賜ひしや

○主のいのりあり

百八 主のいのりとはなんぞや

○天よ在す我儕の父アヂよ願はくは御名ミナを尊崇させ給へ願はくは御國クニを臨らせ給へねかはくは御意ウヂの天テンに成ルどく地チにも行せ給へわれらに日用ヒヨウの食エサを今日コンニもあたへ給へわれらが己フミの負債人フサイヒンジンを免マハるす如くわれらの負債フサイを免マハし給へわれらをこそろみに遇せ給はず却てわれらを惡アキより救サキいだし給へ御國ウヂと權チカラと榮キラヘはとこしなへに神の有ハマち給ハマふものなれば如カク此これをねがひたてまつる

百九 主のいのりのうちにいくつのねがひありや

○六ロクなり

百十 第一のねがひはあんづや

○御名カナのあがめられんとをとねがひなり

百十一 第一のねがひにわれらあにをもとむるや

○われらとすべての人が神の御名ミナをうやまふとをねがふなり

百十二 第二のねがひはなんぞや

○御國ウヂの臨ミタらんとをとねがひなり

百十三 第二のねがひにわれらなにをもどむるや

○福音の世界にひろまりわれらとそべての人気がこれを信じこれにし

たがはんとをねがふなり

百十四 第三のねがひはなんざや

○御意の天に成ごとく地にも行はれんとをとなり

百十五 第三のねがひにわれらなにをもどむるや

○神の使天に於てつかへ奉るごとくひとく地に於てもつかへたてまつらんとをねがふなり

百十六 第四のねがひはなんざや

○われらに日用の食を今日もあたへ給へとなり

百十七 第四のねがひにわれらなにをもどむるや

○神われらのからだとたましひに必要あるものを悉くたまはらんとをねがふあり

百十八 第五のねがひはなんざや

○われらが己の負債人をゆるすごとくわれらの負債をゆるし給へとなり

百十九 第五のねがひにわれらなにをもどむるや

○神キリストの御ためにわれらの罪をゆるし給はんこと、われらを害するものをゆるすこゝろをわれらに起させ給はんとをねがふなり

百廿 第六のねがひはなんざや

○われらをこゝろみに遇せ給はず却てわれらを惡より救いだし給へとなり

百廿一 第六のねがひにわれらなにをもどむるや

○神われらがつみにあちいることなからんためまもり給はんことをねがふあり

聖禮典のこと

百廿二 新約の禮典はいくつありや

○ふたつなり

百廿三 そのふたつへなんぞや

○パテスマと主の晩餐なり

百廿四 この禮典をたてしものはたれや

○主耶蘇キリストなり

百廿五 キリストはなにゆゑにこの禮典をたて給ひしや

○その門徒たちを世の人どことにしましたでしたちの心を安んじなさめて力を與へ給はんがためなり。

百廿六 ハブテスマをふこなふになにをもち給るや

○水をもち給るなり

百廿七 それはなんの義をあらはすや

○われらがキリストの御血にてつみをあらひきよめられしことをあらへすなり

百廿八 われらたれの名にいれられてハブテスマを受るや

○父と子と聖靈の名にいれられてうくるなり

百廿九 ハブテスマをうくべきものはたれぞや

○信するものとその子ともなり

百三十 をさなごがなに故にハブテスマをうくべきや

○そこをさあごも罪ある性質をもちすくひぬしなければならぬものにしてその親ともに神の誓とその御教會にふくまれたるものなればなり

百卅一 キリストはをさなごをかへりみ給ふや

○しかり耶蘇はをさなごをゆるせわれにきたるとをいましむるなかれ天國にをるものへゆくのときものなりとのたまへり

百卅二 なんぢハブテスマをうけし故になによのものふてあるべきや

○キリストにまことにしたがふものたるべきなり

百卅三 主の晩餐はなんぞや

○キリストの死と苦を憶るためにパンをくらひ葡萄酒をのむなり

百卅四 ろのパンはなにをあらはすや

○われらのつみのためにキリストのさかれ給ひし御體をあらはすなり

百卅五 その葡萄酒はなにをあらはすや

○われらのすくひのためにキリストのながし給ひし御血をあらはすなり

百卅六 主の晩餐にあづかるべきものはたれぞや

○そのつみをくひすくはれんためにキリストを信じ人をあいもるもののみなり
よみがへること

百卅七 キリストは十字架につけられしのち墓にとゞまり給へるや

○いなろの死しのち三日めに墓よりよみがへり給へり

百卅八 キリストいまいづこにいますや

○つみ人のためにどりなしたまふて天にいます也

百卅九 キリストふたゝびきたり給ふや

○しかり世の人をさばらんためをはりの日にきたり給ふべし

百四十 ひとぐ死るときはいかになるや

○ろのからだはつちにかへりたまひしは靈の世界にいるなり

百四十一 死しひとびとの肉體へよみがへらせらるゝや

○しかりラツパならんとき死し人よみがへらせられんとするされたり

百四十二 惡人はさばきの日にいかになるや

○ぢごくになげいれらるべし

百四十三 祇ごくといかなるところをや

○ふそるべくしてをはりなき苦のあるところなり

百四十四 さばきの日に義人はいかになるや

○天にあげらるべし

百四十五 天といふれいかなるところぞや

○榮光と歡樂とこしなへにしてたゝしき人の主とともにかぎりなく
をるところなり

明治廿七年一月十一日印刷

明治廿七年一月十一日發行

發行者

栗本彦七

印刷者

栗本彦七

本多耕造

同日本橋區北島町一丁目
二十三番地

童蒙道しるべ
基督教を信する理由
ウエスト女史遺訓
奇童談集
修身譚

田村直臣君著 定價廿五錢
田村直臣君著 定價十八錢
竹越竹代君著 定價十五錢
松村介石君編 定價十二錢
櫻井ちか子著 定價十五錢
一二三館編 定價八錢
平井光子著 定價五錢

初學問答與附錄